

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	局長	皆さんおはようございます。 ただ今から、平成29年第5回農業委員会総会を始めさせていただきます。
	局長	はじめに、古武会長からごあいさつを申し上げます。
	会長	あいさつをする。
	局長	本日は、傍聴人の方がお見えでございますので、よろしくお願いいたします。 なお、傍聴人に申し上げます。お手元の「傍聴人心得」を良くお読みいただき、傍聴くださいますよう、よろしくお願いいたします。
	局長	現在の出席委員は20名でございます。 農業委員会会議規則に基づきまして、古武会長に議長をお願いいたします。
午前9時5分 開会	議長	現在出席委員20名であり定足数に達しておりますので、これより第5回総会を開会いたします。
議事録署名委員 の指名	議長	議事録署名委員に鈴木委員、関山委員の両委員を指名いたします。
	議長	まず初めに、事務局から発言を求められていますので、事務局の発言を許可します。
	事務局	本日、審議を予定していました議案第8号番号2につきましてですが、平成29年5月18日に取下願が提出されましたので、議案書からの削除をお願いいたします。
日程第1 議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について	議長	日程第1 議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。 事務局から内容説明をいたさせます。
	事務局	議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可につきまして、ご説明いたします。今回案件は2件でございます。
	事務局	番号1につきましては、譲受人が、譲渡人から売買により所有権を移転し、自動車整備工場及び道路後退分として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、新白岡において自動車修理工場を営んでおりますが、現在借用している土地が契約期限を迎え更新できないため新しい土地が必要なこと、規模を拡大し認定整備工場として事業を行いたいと考えたことから、今回の申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。
	事務局	番号3につきましては、譲受人が、譲渡人の土地に使用貸借権を設定し、資材置場（一時転用）として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、建築業を営んでおり、埼玉県発注の工事において、三ヶ村落上に歩道を整備するにあたり、資材・機材の組み立て・仮置き等に使用するため、工事現場の隣地である当該地を資材置場として使用したいと考えたことから、今回の申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、10ha以上の集団農地に含まれるため、第1種農地と判断されます。
	議長	説明が終了しました。これから番号1と3の現地確認の報告を各委員をお願いいたします。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	小島委員	番号1について、5月20日現地を確認した。 また確認を行ったあと、整備工場の責任者と会うことができた。 話によると、現在の整備工場が手狭となっており、より広い敷地を探していたところ、今回の申請地を見つけたとのことである。 申請地は現在農地として使用されており、多少草は生えているが、違反はない。 したがって、転用理由や付近の状況から、転用についてはやむを得ないものと判断した。皆様の審議をお願いしたい。
	小野田委員	番号3について、5月20日に現地調査を行った。 申請地は現在農地として使用されており、違反はない。 したがって、転用理由や付近の状況から、一時転用についてはやむを得ないものと判断したが、皆様の審議をお願いしたい。
	議長	報告が終了しました。これよりご意見・ご質疑等をお伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
		〔質疑等なしという声あり〕
	議長	質疑なしと認めます。
	議長	お諮りします。本案については、地区担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性及び地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することでご異議ございませんか。
		〔異議なしという声あり〕
	議長	異議なしと認めます。よって議案第8号については、原案のとおり決定します。
日程第2 議案第9号 農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び活動計画(案)について	議長	日程第2 議案第9号 農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び活動計画(案)について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
	事務局	日程第2 議案第9号 農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び活動計画(案)について 説明させていただきます。 まず初めに、平成28年度農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について説明いたします。 1 農業委員会の状況 についてですが、平成29年2月1日現在の情報になっております。平成29年2月1日現在となっておりますのは、この書類を作成しますのに時間を要するため、例年2月あたりを基準日としてデータを集計させていただいているためです。 内容としましては、農業の概要及び農業委員会の現在の体制となっております。 2 担い手への農地の利用集積・集約化 についてですが、その内容は、現状及び課題、目標及び実績、活動、評価となっております。 3 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進 についてですが、過去3年間の新規参入者についての情報となっております。その内容は、現状及び課題、目標及び実績、活動、評価となっております。 4 遊休農地に関する措置に関する評価 についてですが、その内容は、現状及び課題、目標及び実績、活動、評価となっております。 5 違反転用への適正な対応 についてですが、その内容は、現状及び課題、目標及び実績、活動、評価となっております。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	事務局	6 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検 についてですが、毎月扱っております農地法第3条、第4条及び第5条に関する事務についてとなっております。また、農地所有適格法人からの報告への対応の項目もございますが、白岡市には農地所有適格法人がありませんので、0として報告しております。 7 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容 についてですが、以前のものから収集の方法が変わりまして、以前は各農家へ書類の提出をお願いしていましたが、今回からは一年間の間に寄せられた意見を取りまとめる方法となりました。 8 事務の実施状況の公表等 についてですが、これらはインターネットで公表することになっておりまして、白岡市でもホームページで公表しておりますので、そのことについて報告しています。 続きまして、平成29年度農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について説明いたします。 1 農業委員会の状況 についてですが、こちらは先ほどの 点検・評価(案) とまったく同様の内容になっております。これは同様の内容で報告するように県から指示を受けて作成したものととなります。 2 担い手への農地の利用集積・集約化、3 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進、4 遊休農地に関する措置、5 違反転用への適正な対応 については資料のとおり現状及び課題、目標及び活動計画を作成しております。
	議長	説明が終了しました。これよりご意見・ご質疑等をお伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
	進藤委員	法人の新規参入が0となっているが、アルファインベーションは新規参入に入らないのか。
	事務局	過去に登録済であるため、今回は新規参入企業とは扱いません。
	進藤委員	去年、1年間の間に登録された法人がこの項目に当てはまるということか。
	事務局	過去3年間の間に登録された法人が該当となります。アルファインベーションはそれよりも前に登録済ですので、今回は当てはまらないことになります。
	進藤委員	了解した。
	井上委員	1ページ目の 2 農業委員会の現在の体制 について聞きたい。実数が14名になっていたり、女性が1名となったりしているが、これはいつの体制になるのか。
	事務局	現在の体制となっております。 選挙委員と選任委員に表が分かれておりまして、例えば女性は選挙委員に1名、選任委員の議会推薦から1名で2名となっております。
	井上委員	議会推薦とはどういったかたが推薦されているのか。議員が推薦されているというわけではないのか。
	事務局	3年前の農業委員改選のとき、議会から推薦いただいた4人が議会推薦となります。ちなみに、農協推薦1名、共済推薦1名、土地改良推薦1名、議会推薦4名の計7名が選任委員となっております。
	井上委員	了解した。
	野口委員	私の住居の近くに新規に農業を始めることを希望しているかたがたがいるが、農業委員会への相談を望んでいる。 このような新規参入希望者のための窓口はあるのか。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	事務局	随時相談を受け付けています。また、今回お話に出たかたの1人はすでに何度も相談に訪れていただいております、話も進んでいます。 農業を止めてしまうかたと農業を新たに始めようというかたとの農地の引継ぎ等の調整もしていますので、農業委員の皆様のもとに新規就農希望者のかたから話がありましたら、農業委員会または農政課へお知らせいただけるようお願いいたします。
		[質疑等なしという声あり]
	議長	質疑等なしと認めます。
	議長	本案については(案)のとおり決定することでご異議ございませんか。
		[異議等なしという声あり]
	議長	異議等なしと認めます。よって議案第9号については、原案のとおり決定します。
午前9時50分 議事終了	議長	以上をもちまして、議事を終了いたします。
	議長	引き続き協議報告会を開催いたします。
農地法第5条第1 項第6号の転用 届出に関する専 決処分について	議長	協議報告事項1、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について を事務局から説明をいたさせます。
	事務局	協議報告事項1 農地法第5条第1項第6号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回報告は6件でございます。 番号1、5につきましては、住宅のための転用です。 番号2、6につきましては、住宅敷・通路・ゴミ置場のための転用です。 番号3につきましては、住宅敷及び通路敷のための転用です。 番号4につきましては、分譲住宅敷のための転用です。
	議長	説明が終了いたしました。これよりご意見・ご質疑等お伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
協議報告事項2そ の他について	議長	質疑もないようですので、協議報告事項2 その他 に移ります。事務局から内容説明をいたさせます。
	小野田委員	○農政対策委員会(建議)協議内容の報告について
	事務局	○解散会について 6月26日(月)、総会終了後に開催予定。 市長及び議長の予定は確認済。
	鈴木委員	○緑の募金について
	事務局	○農業委員会活動記録の記入方法について 活動日程について、月ごとにページを分けて記入していただき、総会ごとに開催月の前月の分の活動記録をコピーして収集させていただく。
	事務局	○任期満了までに行われる総会の日程について 6月26日(月)、7月19日(水)の残り2回。 7月19日が任期満了の日となりますが、同日に総会が行われるため注意してください。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	事務局	○来月の農地改良現地パトロールについて 5/28の週は白石委員のグループ、 6/4の週は大高委員のグループ、 6/11の週は荒井委員のグループ、 6/18の週は大久保委員のグループ、 6/25の週は渡邊委員のグループです。 それぞれの区域の担当者の方は、総会后などにおきまして、日程調整をお願いいたします。
	事務局	○来月総会 6月26日(月)午前9時 議事録署名委員の鈴木委員、関山委員の両委員は来月印鑑をお願いします。
	議長	説明が終了いたしました。これよりご意見・ご質疑等お伺いします。 ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
	江口委員	日程第1 議案第8号 番号3 で整備する歩道の設置位置が分かれば教えて欲しい。
	事務局	現地案内図3ページをご覧ください。 こちらの図の斜線部分が申請地となっておりますが、この部分の左上にかかる形で歩道を整備する工事となっております。 より詳しく説明が欲しい場合は、拡大図等を用意していますので、総会終了後に事務局までお越しください。
	江口委員	了解した。
	議長	内容説明が終了いたしました。全体を通しましてご意見・ご質疑等ございませんか。
午前9時40分 総会終了	議長	質疑もないようなので、以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。